



イベント用テントのSG基準

一般財団法人製品安全協会制定・29 安全業G第178号 2018年4月2日

一般財団法人 製品安全協会

イベント用テント専門部会 委員名簿

(委員は50音順)

	氏名	所属
(部会長)	渡邊 豊	東京海洋大学大学院
(委員)	今井 徹	一般財団法人 カケンテストセンター
	熊本 昌宏	一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会
	澁谷 聡介	テュフズードジャパン 株式会社
	中津 廣志	中津テント 株式会社
	西井 啓太郎	株式会社 ニシイテント
	野村 昌子	有限会社 埼玉通商
	野本 達也	株式会社 キャラバンジャパン
	秦 好子	主婦連合会
	見座 宏昭	一般財団法人 ポーケン品質評価機構
	山本 桂一	株式会社 さくらコーポレーション
	山本 雅一	一般財団法人 日本文化用品安全試験所
	吉田 佳子	全国地域婦人団体連絡協議会
(関係者)	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
	経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 製品安全課	
(事務局)	一般財団法人 製品安全協会	

イベント用テントのSG基準

SG Standard for Event Tent

1. 基準の目的

この基準は、イベント用テントの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、イベント用テント（以下「テント」という。）について適用する。

ここでいうテントとは、イベント・展示・運動会・野外行事・日除け・雨除け等の目的で使用し、構造としては支柱フレーム部が折りたたみ式の一体型となっており、収納時はコンパクトサイズになるものをいう。天幕部は支柱フレーム部へ簡単に取付け可能又は全て一体型になっているものもあり比較的簡単な操作により広げてテント空間を作り出して設営できる。また、使い終われば簡単に閉じて収納できる。これらのテントを適用範囲とする。

なお、支柱フレーム部が分割組立型でパイプ等がバラバラになっていて、そのパイプ等を組み立てて使用するものは適用範囲外とする。

3. 種類

(1) テントの支柱フレーム構造の種類は表1のとおりとする。

表1 支柱フレーム構造の種類

支柱フレーム構造	定義
連続型	連続型とは、支柱フレーム部の外周だけではなく、内側にもトラス構造のはりがあるものをいう。 巻末の参考図 1.1
ドーム型	ドーム型とは、支柱フレーム部の外周だけにトラス構造のはりがあり各支柱から中央の束に向かって登り梁があるものをいう。 巻末の参考図 1.2
その他	

(2) テントの屋根形状の種類は表 2 のとおりとする。

表 2 屋根形状の種類

屋根形状	定 義
切妻型	切妻型とは、棟の左右に二つの長方形斜面と、両端に二等辺三角形の垂直面をもつ屋根形状のものをいう。 巻末の参考図 2.1
寄せ棟型	寄せ棟型とは、棟の左右に二つの台形斜面と、両端に二等辺三角形の斜面をもつ屋根形状のものをいう。 なお、左右二つの台形斜面が二等辺三角形の斜面の場合や円すい型の場合も含むものとする。 巻末の参考図 2.2
平屋根型	平屋根型とは、屋根形状が平面なものをいう。 なお、屋根が傾いている片屋根型も含むものとする。 巻末の参考図 2.3
その他	

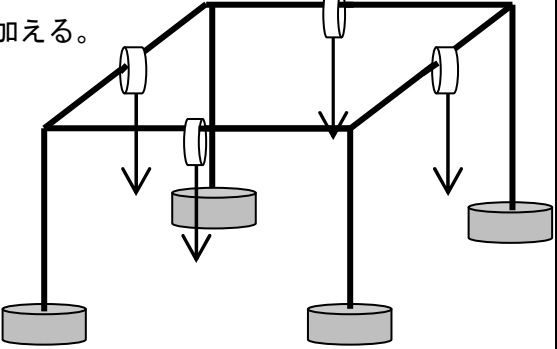
(3) その他：テントの間口・奥行等によりサイズ分けがあり、天幕部や支柱フレーム部の材質等によりその種類がある。

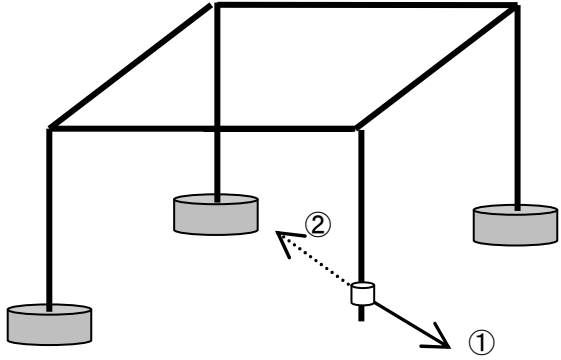
4. 安全性品質

テントの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構成	<p>1. テントは大きくは天幕部と支柱フレーム部に分けられる。</p> <p>天幕部は天幕とその付帯品で構成され、支柱フレーム部は支柱、はり、折りたたみ機構、ストッパー、支柱端部等から構成されていること。</p>	<p>1. 目視等により確認すること。</p>
2. 外観及び構造	<p>2. 外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指・人体等が触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、ばり、とがり等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接等の先端は著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、素地の露出、はがれ、さび及び著しいむらがないこと。</p> <p>(4) 各部の組立・接合は堅ろう、かつ、確実で、緩み、がたつき等がなく、安定性がよいこと。</p> <p>(5) はり等にストッパーがあるものにあつては確実に固定でき、使用中容易に外れたり、テントが勝手に開閉したりしない構造であること。</p>	<p>2. 原則として、水平・平坦な床面にて確認すること。</p> <p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 目視、操作等により確認すること。</p> <p>(5) 目視、操作等により確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(6) 折りたたみ機構等の可動部の作動は円滑、かつ、堅ろうであること。</p> <p>(7) 支柱の高さを調整できるものにあつては、可動部の作動は円滑、かつ、堅ろうであること。また、ストッパー等で確実に固定でき、使用中容易に外れたり、支柱の高さが勝手に変わったりしない構造であること。</p> <p>(8) 雨天時に天幕の隅等に水が溜まらない構造になっていること。又は必要に応じて、水が溜まらないような処置を施すことができること。</p> <p>(9) くい（ペグ）を使用するテントにあつては、くいの径（太さ）6 mm 以上×長さ 270mm 以上の鋼製でテントの各部を確実に固定できる形状であること。</p> <p>(10) 重錘（金属製、砂袋、水容器等）を使用するテントにあつては、重錘は、十分な強度を有し、テントの支柱に確実に設営できる形状であること。</p> <p>(11) 天幕の接合部は重ね合わせて縫製又は溶融されていること。</p>	<p>(6) 目視、操作等により確認すること。</p> <p>(7) 目視、操作等により確認すること。</p> <p>(8) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(9) 目視、触感、ノギス等により確認すること。</p> <div data-bbox="997 1142 1428 1355" style="text-align: center;"> <p>The diagram shows two views of a tent peg. On the left is a circular cross-section with a horizontal double-headed arrow indicating a diameter of '太さ 6 mm 以上' (Thickness 6 mm or more). On the right is a side view of the T-shaped peg with a vertical double-headed arrow indicating a length of '長さ 270 mm 以上' (Length 270 mm or more).</p> </div> <p>図1. くいの寸法(形状は参考例)</p> <p>(10) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(11) 目視、触感等により確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
3. 強度	<p>3. テントの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 全体の強度： 外周の各はりの中央部に、それぞれ同時に 300N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2) 支柱の強度 1： 支柱の床面から 150mm 上方箇所に、水平方向に 70N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>3. 原則として、水平・平坦な床面にて確認すること。</p> <p>(1) 図 2 に示すように、各支柱端部に質量 20kg 以上の重錘を載せる又はくいを打つなどして動きにくくする。次にテント外周の各はりの中央部にベルト又はロープ等を介して、それぞれ同時に鉛直下向きに 300N の力を 1 分間加えた後、力を除去したとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないことを、目視、触感等により確認すること。また、変形の有無はテントを収納状態にして所定部の周囲をメジャー等で測定し、試験前後の寸法比較を行い確認すること。なお、支柱の高さが調整できるものにあつては最大軒高にした状態で行うこと。</p> <p>ベルト又はロープ等を介して、それぞれ同時に 300N を 1 分間加える。</p>  <p>各支柱に質量 20kg 以上の重錘又はくいで固定</p> <p>図 2 はりの垂直方向強度試験例 (例：4 本脚の場合は 4 箇所同時)</p> <p>(2) 図 3 に示すように当該支柱以外の各支柱端部に質量 20kg 以上の重錘を載せる又はくいを打つなどして動きにくくする。次にベルト又はロープ等を介して、支柱の床面から 150mm 上方箇所に、水平方向（対角線上の外側と内側の順に各 1 回）に 70N の力を 1 分間加えても、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないことを、目視、触感等により確認すること。任意の</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 支柱の強度 2 : 支柱を床面から 300mm 上方の高さまで持ち上げ自由落下させたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>2本の支柱で行う。 なお、支柱の高さが調整できるものにあつては最大軒高にした状態で行うこと。</p> <p>床面から 150mm 上方箇所に 70N の力を対角線上の①外側、 ②内側の順に各 1 分間加える。</p>  <p>当該支柱以外の各支柱に質量 20kg 以上の重錘又はくいで固定</p> <p>図 3 支柱の水平方向強度試験例</p> <p>(3) 設営後 1 本の支柱を床面から 300mm 上方の高さまで持ち上げ自由落下させる。落下回数は 5 回とし、任意の 2 本の支柱で行う。 各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないことを、目視、触感等により確認すること。 また、高さ調整用のロック機能の穴部直径をノギス等で測定し、前後差異を求めること。 なお、支柱の高さが調整できるものにあつては中間の軒高にした状態で行うこととする。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 材質	<p>4. テントの材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天幕部：防炎性、防水性を備え、及び引張強度、引裂強度、縫目強度は使用上、十分な強度を有していること。</p> <p>(2) 支柱、はり：防錆加工がされていること。</p> <p>(3) ストッパー：金属部は防錆加工がされていること。</p> <p>(4) 重錘、くい：防錆加工がされていること。</p>	<p>4. 材料証明書(MILシート含む)や第三者検査機関の試験成績書等にて確認すること。(部品メーカー宛のものでもよい)</p> <p>(1) 天幕部については、次を満足していることを証明書等により確認すること。</p> <p>① 防炎性：公益財団法人日本防炎協会のテント類の認定を受けていること。</p> <p>② 耐水度：JIS L1092 (2009年) A法(低水圧法)で800mm以上あること。</p> <p>③ 引張強さ：JIS L1096 (2010年) A法(ストリップ法)で1000N以上あること。</p> <p>④ 引裂強さ：JIS L1096 (2010年) C法(トラペゾイド法)で50N以上あること。</p> <p>⑤ 縫目強さ：JIS L1093 (2011年) A-1法(グラブ法)で500N以上あること。なお、角部は250N以上とする。</p> <p>①の確認として、防炎製品認定書の写し、製品番号等を提出すること。</p> <p>②～⑤の確認として、第三者検査機関の試験に合格した旨の証明書(試験成績書)の写しを提出すること。</p> <p>なお、天幕の織構造がメッシュ構造のものは②～⑤は別基準とする。</p> <p>(2)～(4)は必要に応じて防錆加工がされていることを確認すること。</p>

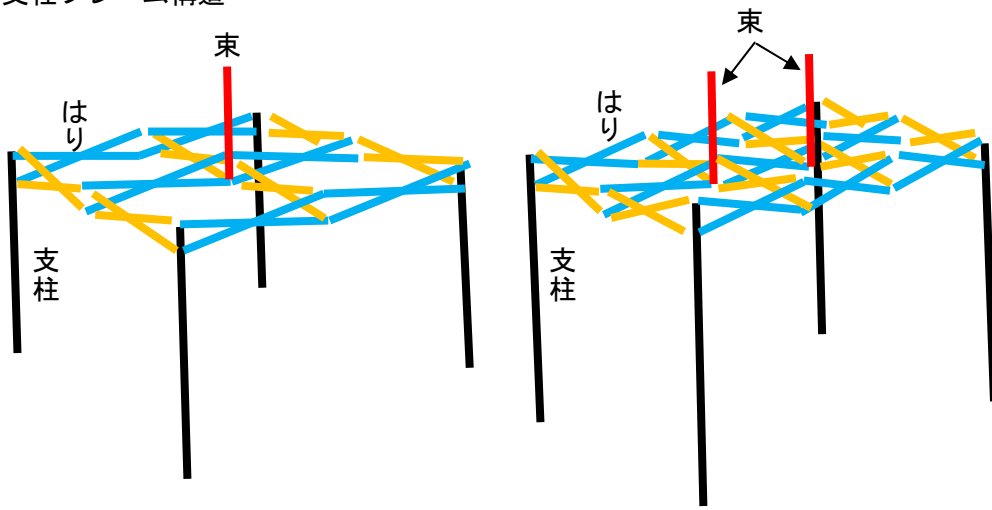
5. 表示及び取扱説明書

テントの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

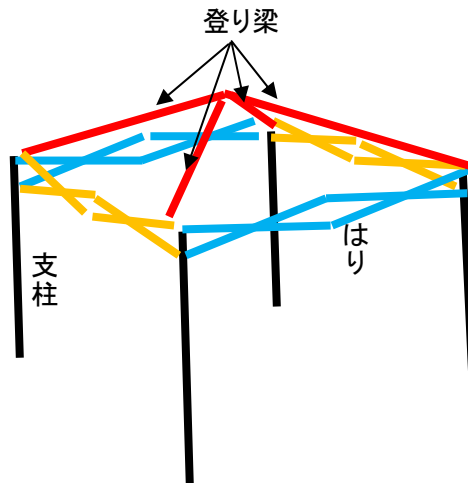
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、その製品に該当しない事項については表示しなくてもよい。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 可動部等で手指をはさまないように注意する旨</p> <p>(4) ストッパー等のロック忘れのない旨</p> <p>(5) 強風時の不使用に関する注意点</p> <p>(6) 火気取扱いに関する注意点</p> <p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう必要に応じて、図で明示すること。</p> <p>(1) 表示及び取扱説明書は、必ず読み、それを守り、取り扱うこと。</p> <p>(2) 取扱説明書は、読んだ後は保管すること。ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 使用時はテントが安定した状態であることを確認すること。</p> <p>(b) テントの用途以外の使い方をしないこと。</p> <p>(c) 強風時の不使用に関する注意点</p> <p>(d) テントを加工したり、改造したりしないこと。</p> <p>(e) 本体に表示してあるものは、故意に剥がしたり隠したりしないこと。</p> <p>(f) 使用前にテントに異常がないことを</p>	<p>1. 目視、触感等により確認すること。</p> <p>支柱フレーム部、天幕部の両方に表示すること。</p> <p>ただし、(3)と(4)は支柱フレーム部の表示のみでよい。</p> <p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>確認すること。なお、異常が確認された場合は直ちに使用を中止し、必要に応じて製造業者や販売業者等にすみやかに連絡をとり、修理又は交換等の適切な処理を行うこと。</p> <p>(g) 使用中、テントの周囲には危険な物を置かないこと。</p> <p>(h) 火気取扱いの注意点及び天幕部の防炎加工とは、燃えにくいことや際限なく燃え広がらないことを意味し、全く燃えないということではない旨</p> <p>(4) 移動、設営、収納上の注意</p> <p>(i) 移動、設営、収納時は、大人が必要人数で行うこと。その際、乱暴に扱わず、周りに注意すること。</p> <p>(j) 安定しない場所や滑りやすい場所には、設営しないこと。</p> <p>(k) 可動部等で手指をはさまないように注意すること。</p> <p>(l) すべてのストッパー等を確実にロックすること。</p> <p>(m) 台や箱の上に乘せて使用しないこと。</p> <p>(n) 環境に合わせて各支柱端部には質量 20kg 以上の重錘を載せるかくいを使用して固定すること。</p> <p>(o) 雨ざらしにして保管しないこと。</p> <p>(5) 天幕部と支柱フレーム部の組合せが複数ある場合はその組合せを記載すること。なお、天幕部又は支柱フレーム部を交換する場合は必要に応じて製造業者や販売業者等に問い合わせること。</p> <p>(6) SGマーク制度は、テントの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	

参考付図：支柱フレーム構造

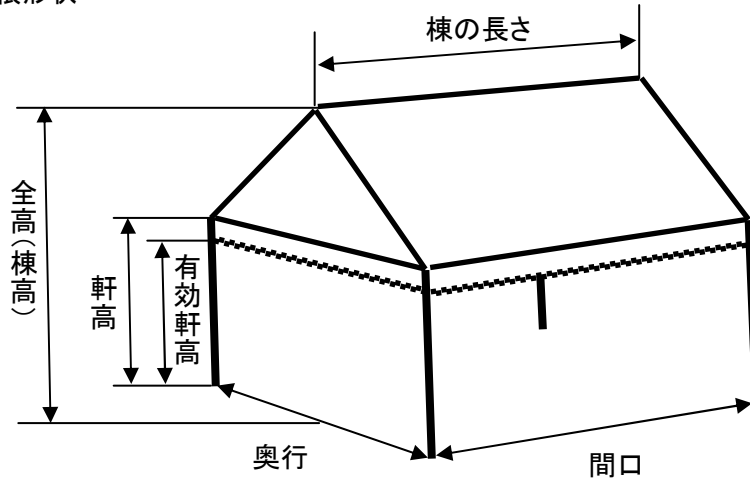


参考図 1.1. 連続型の構造 (イメージ図)

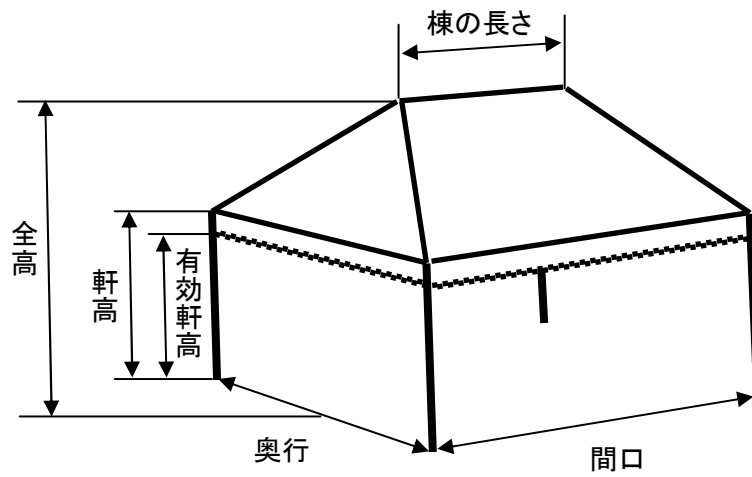


参考図 1.2. ドーム型の構造 (イメージ図)

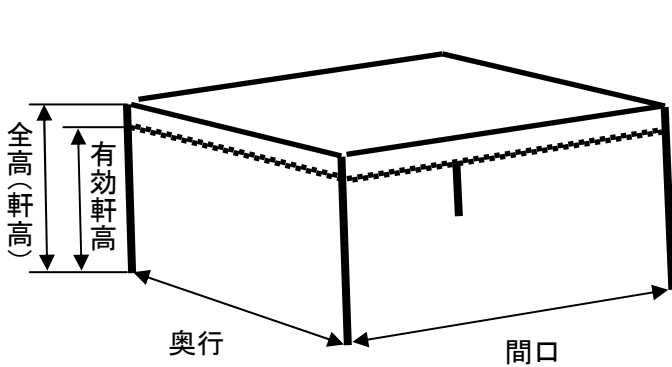
参考付図：屋根形状



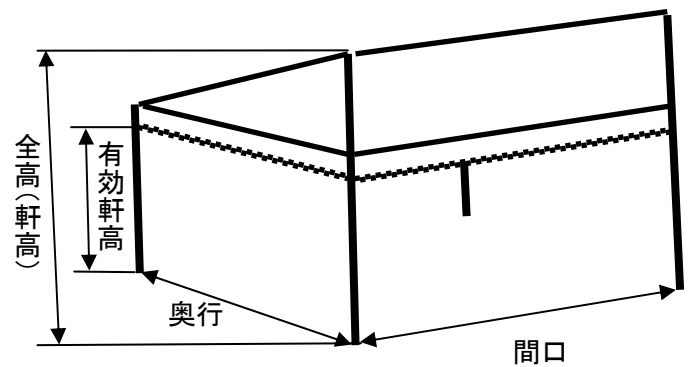
参考図 2.1. 切妻型



参考図 2.2. 寄せ棟型



参考図 2.3.1 平屋根型



参考図 2.3.2 片屋根型

イベント用テントの解説

1 制定の経緯

イベント用テントとは、イベント・展示・運動会・野外行事・日除け・雨除け等の目的で使用するテントとする。支柱・フレーム等が一体型となっているものは、30年ほど前にアメリカからワンタッチテントという名称で輸入されたものが日本での始まりである。現在では各種イベントやスーパー等の店頭販売、学校や保育園行事において、一般消費者でも簡単に設営・収納ができるテントとして広がりを見せている。

このように広がりを見せている反面、安価であるが製品安全に関しては若干不安なものも見受けられるようになってきた。これまで目立った製品事故はないものの、設営・収納時の手指の挟み込み、強風時に使用して飛ばされたケース等が時々発生している。また、製造・販売事業者等からもSG基準を作って欲しいとの要望もあり、このたび基準化を行った。

なお、品目名称については、集会用テントと呼ばれたり、解説冒頭の記述のとおりワンタッチテントという名称にて販売されていたりするものもあるが、イベントをはじめ広い用途で利用されていることを踏まえ「イベント用テント」とした。

4 安全性品質

基準 4.3. (1) 全体の強度：雨水がちょっとずつ溜まっていくことによる力の付加に対する全体の剛性をみることを想定した数値とする。支柱部より強度が低いとされる各辺中央部に30Lの雨水が溜まったと想定した際の強度を確認することとした。

基準 4.3. (2) 支柱の強度1：使用時の支柱の剛性確認。人が寄りかかる・子どもがぶつかる・台車をぶつける・陳列物が崩れて力が加わる等を想定した。

基準 4.3. (3) 支柱の強度2：設営・収納時に多少乱暴に扱われること、不意に手をすべらせて支柱を床面に落してしまうこと等を想定した。

基準 4.4 材質

天幕部：防炎性、防水性、引張強度、引裂強度、縫目強度について、

・防炎性については、公益財団法人日本防炎協会の認定を受けていることとした。

・防水性、引張強度、引裂強度、縫目強度については、JIS規格の試験法をもとにキャンプ用テント(GPSA0100)のSG基準で最も厳しい区分の基準値を参考にして、イベント用テントの基準値を設定した。

5 表示及び取扱説明書

基準 5. 表示・取扱説明書について、注意すべき項目（可動部等での手指はさみ込み注意、強風時の不使用に関する注意等）を記載した。

以上